

議案第22号

阿見町職員定数条例の一部改正について

阿見町職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月25日提出

阿見町長 千葉繁

阿見町職員定数条例の一部を改正する条例

阿見町職員定数条例(昭和37年阿見町条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「50人」を「60人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

阿見町職員定数条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 町長の事務部局の職員（選挙管理委員会、監査委員の事務局及び公営企業の併任職員を含む。） 377人</p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 5人</p> <p>(3) 教育委員会の事務部局の職員及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>50人</u></p> <p>(4) 農業委員会の事務部局の職員 6人</p> <p>(5) 公営企業の職員 15人</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 町長の事務部局の職員（選挙管理委員会、監査委員の事務局及び公営企業の併任職員を含む。） 377人</p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 5人</p> <p>(3) 教育委員会の事務部局の職員及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>60人</u></p> <p>(4) 農業委員会の事務部局の職員 6人</p> <p>(5) 公営企業の職員 15人</p>	

議案第 22 号説明資料

阿見町職員定数条例の一部改正について

【改正の理由】

町は令和 9 年度中の市制施行を目指し準備を進めており、新たに担う権限移譲等による事務を整理したうえで、市としての組織体制を検討し、合わせて職員定数を見直すことを予定している。

一方で、荒川本郷地区の児童生徒数の増加や GIGA スクール構想等の国施策等に対応して小中学校の教育環境の充実を図り、町や地域の将来を担う人材育成の推進、社会教育機関の体制強化を進めるため、教育委員会においては令和 7 年度に職員定数を上回る配置が必要となったことから、阿見町職員定数条例に所要の改正を行う。

【主な内容】

(1) 職員定数の見直し（第 2 条関係）

教育委員会等について、令和 7 年度の体制構築に必要な職員定数に見直す。